

# CMAC（2017年3月）出席報告

みずほ証券（株）市場情報戦略部上級研究員  
熊谷 五郎

## I. はじめに

2017年3月16日、ロンドンにおいて、国際会計基準審議会（IASB）の資本市場諮問委員会（Capital Market Advisory Committee、以下「CMAC」という。）が開催された。CMACは世界の財務諸表利用者が、ユーザーの立場から会計基準に関わる専門的かつテクニカルな論点について、IASBへインプットを行うことを目的としている。CMACは年3回ロンドンで開催されるが、そのうち1回は財務諸表作成者による諮問会議である世界作成者フォーラム（Global Preparers Forum、以下「GPF」という。）と共同で毎年6月に開催される。

2017年3月開催のCMACの議題は図表の通りである。以下本稿では、その概要を報告する。今回の会議に、筆者は東京のIFRS財団アジア・オセアニアオフィスのビデオ会議システムにより参加した。なお、最後の「保険契約」に関する教育セッションは会議に同席しておらず、本報告書では取り扱わない<sup>1</sup>。

図表 2017年3月16日開催 CMAC 議事一覧

番号	時間	議事
1	9:00-9:45	新メンバー紹介、共同議長指名 前回からのフォローアップ
2	9:45-10:45	基本財務諸表
3	10:45-11:30	料金規制対象活動
4	11:45-12:45	IFRS第8号 事業セグメント：適用後レビュー
5	13:45-14:45	IFRS第3号 企業結合：「事業の定義」
6	14:45-15:45	開示に関する取組み－開示原則
7	16:00-17:00	保険契約：教育セッション

出所：IASBよりみずほ証券市場情報戦略部

<sup>1</sup> IFRS第17号「保険契約」の最終基準は2017年5月18日に公表された。

## II. 2017年3月開催 CMAC 議事概要

### 1. 新メンバー紹介・共同議長指名

CMACは2人の共同議長で運営されているが、Peter Malmqvist氏の退任に伴いMarietta Miemmietz氏が新たな共同議長に選出された。もう1人の共同議長 Peter Joos氏とともにCMACの運営にあたる。また旧委員2名の退任に伴い、新たにCMAC委員に就任したUBSのGeoff Robinson氏、CLS Asia SecuritiesのZhenyi Tang氏より新任委員挨拶があった。その後、前回のCMACの議題(IFRS第13号「公正価値による測定」、「デジタル・レポーティング」、「基本財務諸表プロジェクト」)に関する簡単なフォローアップがあった。

### 2. 基本財務諸表

#### 【論点と背景】

本セッションでは、基本財務諸表プロジェクトに関連して、利用者による財務情報の利用実態について議論した。ファンダメンタル分析を行うにあたって、①データベンダーによって標準化された比較可能な財務情報、②財務諸表上で分解表示された情報、③企業によって提供される企業固有の代替的指標の利用実態が主な論点であった。多数の銘柄をスクリーニングするために大量のデータを処理する場合と、少数銘柄について深い分析を行う場合に分けて議論された。

#### 【CMACにおける議論】

#### ① 多数銘柄のスクリーニング：財務諸表の比較可能性、分解表示に関して

CMACメンバーから、以下の諸点が指摘された。

- 基本財務諸表では、ある程度の内訳表示を個々の会計基準において要件とすべきである<sup>2</sup>。利用者が最初に見るのは注記ではなく基本財務諸表であるので、企業の財務状態や概況を一目で把握できる方が望ましい。特に、非常に多くの銘柄を同時にスクリーニングにかける場合、データベンダーから情報を取得するため、基本財務諸表上に標準化された比較可能な情報が表示されていた方が、注記で示されているよりも使いやすい。こうした見解は、複数のメンバーから支持された。しかし、「デジタル・レポーティングが一般化すれば、むしろそうした情報が基本財務諸表上に表示されようが、注記に開示されようが、あまり重要な問題ではなくなる」という意見もあった。
- 投資家は、自分のモデルや比率分析に直接インプットできる情報を必要としている。したがって、どのような項目を基本財務諸表に表示し、注記に開示すべきか、IFRSの要件を定める場合には、投資家がバリュエーションに際してどのような情報を利用しているのか、IASBは投資家の情報ニーズによく耳を傾けるべきである。
- 事業セグメント開示において、比較可能性や分解表示のレベルが不十分な場合がある。例えば、事業セグメントごとに投下資本収益率(Return on invested capital, ROIC)を計算するには、事業セグメントごとの総資産に関する情報が必要であるにもかかわらず、その開示がな

<sup>2</sup> IFRSは作成企業の経営者が自社を語るべきであるという理念の下、基本財務諸表に何を表示し、注記に何を開示するかに関して、経営者の裁量が大きいため、比較可能性が損なわれているという指摘がある。

されていないケースがある。

- 少数銘柄の分析と異なり、多数銘柄のスクリーニングで重視されるのは「平均値」であるので、少数銘柄の分析ほど厳密な正確性は求められない。
- 標準化されたフォーマットで情報を提供しない会社は、市場によって正当に評価されないというリスクを甘受することになる。したがって、標準化された情報を提供するインセンティブがある。
- 会計方針として複数の選択肢が認められていると、比較可能性が低下するため、多数銘柄のスクリーニングでは不都合が生じる場合がある。具体的な例としては、確定給付年金負債に対する純利息費用に関する表示上のオプションなどがある。

## ② 多数銘柄のスクリーニング：データベンダーによって標準化されたデータの利用について

- 多数の銘柄をスクリーニングする場合に、各社の財務諸表から直接データを収集するのではなく、データベンダーによって標準化されたデータを利用するとしたメンバーが多かった。CMAC メンバーの1人は、アルゴリズムを用いた投資戦略を採用しているが、モデルのインプットはデータベンダーによって標準化されたデータを用いている。近年、アルゴリズムを用いた投資戦略による運用資産は拡大している。
- その一方、データベンダーを使う場合でも、会社が公表した財務諸表どおりの未加工の財務データを取得しており、データベンダーによって加工、標準化されたデータは使わないというメンバーもいた<sup>3</sup>。データベンダーによるデータの信頼性については、標準化方法・財務諸表の調整方法、入力ミス等について懸念する声が強い。データの質については、コストを掛けてその信頼性を検証しているという利用者もあれば、誤りが許容範囲であれば妥協しているという利用者もある。しかし、データベンダーが施している調整を、企業が公表している元データに戻すことができれば、より安心して使えるという意見がコンセンサスであった。また、データベンダーによって情報の質にかなりのバラつきがあるという指摘があった。

## ③ 少数銘柄を対象とする分析：財務諸表の比較可能性、分解表示、分類の一貫性

- 少数銘柄を対象とする分析では、比較可能性は重要でないという意見がある一方、投資家は投資機会を比較しているので、少数銘柄であっても比較可能な財務情報が必要という意見があった。
- 少数銘柄の分析でも、IFRS 個別基準で認めている会計方針の選択肢によって、企業間の比較可能性が損なわれているとの指摘があった。特に、会計方針が明瞭に開示されていなかったり、会計方針の変更や見積りに関して明瞭に開示されていないことへの不満が示された。また、少数銘柄を対象とする分析においても、比較可能性が問題になる実例がいくつか挙げられた。例えば、貸借対照表に関しては、売掛金など未収入金が合算され「未収入金」としてしか表示されていないことがままある。
- また、ある勘定科目がどの表示項目に分類されるか一貫性がないことが問題であるとの指摘があった。例えば、財務業績計算書（損益計算書）において、会社によって、保証費用が

<sup>3</sup> 例えば Bloomberg の場合、比較可能性を上げるために同社が調整したデータがデフォルト状態でダウンロードされる。会社側公表データをダウンロードするためには“as reported data”と指定してダウンロードする必要がある。

売上総利益に含まれていたり、含まれていなかったりするなど一貫性がない。また、リストラ費用が、各表示項目に振り分けられているが、その基準が曖昧である。また、分類の一貫性は ROIC の計算に影響を与えるので重要であるという意見もあった。

- このような分解表示や分類における一貫性の欠如への対応としては、より適切に分解表示がなされることで、財務諸表利用者が自分で調整できるようになるという指摘があった。それに対して、表示項目や段階利益の比較可能性を高めるためには、詳細な分解を求めるよりも、基本財務諸表の表示にあたって、どの項目を含めるべきで、どの項目を含めるべきでないかを、基準設定主体がもっとガイダンスを出すほうが、より望ましいというのが多数意見であった。

#### ④ 少数銘柄を対象とする分析： データベンダーによる標準データ、企業独自の業績指標

- 少数銘柄の分析においては、データベンダーによって標準化されたデータは用いないという意見が多かった。少数銘柄であれば、年次報告書から必要なデータを自分で手入力した方が信頼性が高く、手入力の過程で数字の意味が見えてくることが多い。
- 企業が開示する企業独自の業績指標（代替的業績指標など）については、少数銘柄であれば、計算式が開示されていることを前提に、どの項目を入れ、どの項目を外すかを自分で判断・調整し、比較可能性を確保しているという意見があった。

### 3.料金規制対象活動

#### 【論点と背景】

現在、IASB は料金規制対象活動に関する会計モデルを開発中である。本セッションでは、IASB が開発中の会計モデルに従って、総括原価方式による料金規制に服する企業が規制資産・負債を認識することが、財務諸表利用者が企業の財政状態、財務業績を理解し、将来キャッシュフローを予想する上で有用かどうか議論した。

#### 【CMAC における議論】

- 規制資産・負債を認識することの有用性については、見方が分かれた。料金規制業種をカバーしている CMAC メンバーは、基本財務諸表において規制資産・負債を認識すべきであるという意見であった。当期の規制料金に従って顧客から料金を集金する際に、将来に発生する費用を含める場合がある。その場合に規制資産・負債を認識しないということによって、財務諸表利用者をミスリードする可能性があるというのが彼らの論拠であった。
- 一方で、料金規制業者が規制資産・負債を認識する際に、規制資産の回収可能性に関する不確実性、モデルの適用範囲に関する不確実性や問題点について、経営者が判断を行使すべき余地が多いことに対する懸念の声もあった。こうした懸念を持つ CMAC メンバーは、規制資産・負債を認識して、基本財務諸表上に表示するよりも、注記で開示する方がよいという意見であった。また、規制資産・負債を基本財務諸表上で認識した上で、行使した判断および利用した見積りについて注記開示すべきであるという意見もあった。
- 料金変更にあたって過去や未来のイベントがどう反映されるのか、規制資産がいかに回収されるのか、料金規制の実効性に関する不確実性、など料金規制の仕組みそのものを理解す

ることが重要であるとの認識が共有された。

#### 4. IFRS 第 8 号 事業セグメント：適用後レビュー

##### 【論点と背景】

IFRS 第 8 号「事業セグメント」の適用後レビュー結果を踏まえ、IASB が検討している修正提案のうち、以下の 3 つについて検討した。

##### 【CMAC における議論】

#### ① 財務諸表の注記における事業セグメントと年次報告書の財務諸表外における記載との不整合への対処

IFRS 第 8 号に従って注記に開示される事業セグメントと、年次報告書・財務報告書外のセクションで開示される事業セグメントが同じでないケースがある。こうしたケースについて、IASB は、その理由を説明することを要件とするという修正提案を検討している。この修正提案に関して、CMAC メンバーの意見は分かれた。

まず、注記における事業セグメント開示と整合性のない開示を行っている場合、経営者が両者の関係を説明することが重要であるとして、IASB の修正提案を支持する声があった。また、このような開示要件をつけても、不整合が起こることは防げないものの、一定の抑止効果はあると思うという意見があった。

一方、このような修正提案は、投資家向け説明会等、任意開示の制限につながり、むしろ投資家から見て有害であるという意見があった。また、この修正提案は、年次報告書内の財務諸表とそれ以外の場所で、異なる開示が行われていることを前提としているが、そもそもそうした開示が監査可能なのか疑問であるとする見解もあった。

筆者はこの提案には実効性があると思うものの、事業セグメントではマネジメント・アプローチを取っているにもかかわらず、このような不整合が生じること自体が驚きであるという意見を述べた。

#### ② 事業セグメント集計基準と経済的特性に関する追加開示

企業が事業セグメントを集計するにあたって満たすべき基準は非常に有益であるとして、IASB の修正提案に賛成する声があった<sup>4</sup>。

しかし、事業セグメントをどのように定義し集計すべきかの基準を示しても、企業が組織をどう運営するのか、最終意思決定権者に対してどのように報告するのかは、経営判断次第であるという意見も多かった。例えば、相互に関連がなく、また類似していない製品を同一事業セグメントとして最終意思決定権者に報告するというレポートラインを設定した場合、会計基準上は、このセグメントをそれ以上分解することを求める規定はない。

また、IFRS 第 8 号自体は、経営者が組織を変更したり、レポートラインを変更することを妨げ

---

<sup>4</sup> なお事業セグメントが地域別である場合、同じ製品が別々の地域セグメントに含まれることになる。このため事業セグメント開示とは別に、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の開示規定では、製品別に収益を開示することを求めている。

てはないという指摘もあった。しかし、このような変更が加えられると、過年度について修正開示を行うことが要件とされてはいても、トレンドに変更が加えられることになるため、投資家の分析は難しくなる。

また、小型株については、最終意思決定権者にレポートするセグメントが複数あっても、あたかも1セグメントしかないように開示するケースがあるという指摘があった。その指摘をしたメンバーは、それは基準自体の問題というよりも、その基準にまじめに準拠しようとする気があるのかないのかというコンプライアンス上の問題であると考えていた。

### ③ 期中の事業セグメントの変更

期中に事業セグメントが変更された場合、現行基準では、その影響を完全に反映した比較情報は本決算まで開示されない。この問題に対処するために、IASBはセグメントが変更された次の半期（または四半期）報告書において、当該年度および前年度の半期（または全四半期）について、セグメント開示を遡及修正するという提案を検討している。

免除規定への懸念

ただし、遡及修正を行うための情報が入手できない場合、または過大なコストがかかる場合には、免除規定が適用される。その修正提案に対しては、数名のメンバーから賛成意見がある一方、遡及修正を回避するために、免除規定が濫用されるのではないかと懸念する声があった。

## 5. IFRS 第3号 企業結合：「事業の定義」

### 【論点と背景】

企業がある資産の組合せを購入する場合、それが企業結合に当たるのか、単なる資産の購入かによって会計処理が異なる。そのため、公開草案「事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理」では、その判断基準となる選別テストを提案している。本セッションでは、ある設例（100%リースのショッピングモールの買収）に適用した場合の選別テストの結果に関して、それが財務諸表利用者にとって有用であるか否かが議論された。

### 【CMAC における議論】

- 提案された選別テストについては、次のような懸念が指摘された。
  - a. 設例で示された100%リースのショッピングモール買収は、提案された選別テストによれば、企業結合とはならない。しかし、このショッピングモールには顧客がついており、収益を発生させるので、企業結合とみなされるべきである。
  - b. この選別テストは、ショッピングモールと一緒に取得される労働力の公正価値を測定することを求めており、実務上、適用することが困難ではないか。
  - c. 設例で示された取引では労働力を同時取得しており、この取引が企業結合であることを示唆している。
- 数名のメンバーより、設例で示された繰延税金負債を認識すべきかどうかについて、疑問が提示された。問題の本質として、設例のように繰延税金負債を認識するのが財務諸表利用者の観点から見て有用であるか否か、そうした繰延税金資産をいかに評価すべきか、などが指摘された。

- そもそも資産の購入か企業結合か区別すること自体が混乱を招いているのではないかと指摘する意見もあった。企業結合において重要なのは、のれんやシナジーであって、特定の資産や負債がどう取得されたかを認識のベースとすることには違和感を覚えるという批判もあった。

## 6.開示に関する取組み－開示原則

### 【論点と背景】

本セッションの目的は、「ディスカッション・ペーパー（Discussion Paper, 以下「DP」という。）『開示に関する取組み－開示原則』に関する最新情報を CMAC メンバーと共有し、DP でカバーされるトピックスのうち、最も興味のある、または影響を受けるのはどのトピックスであるか、IASB スタッフにインプットすることであった。

### 【CMAC における議論】

公表された DP では、開示上の問題点として、

- ① 財務諸表において目的適合性のある（relevant）情報が、十分に開示されていない。
- ② 目的適合的でなく重要性のない情報が大量に開示されている。
- ③ 情報が効果的に開示されていない。

の3点を指摘している。

CMAC メンバーは財務諸表利用者として、特に①、③の問題を重視している。CMAC メンバーが興味を示した DP のトピックスは、

- a. 第2章－効果的なコミュニケーションの原則
- b. 第3章－基本財務諸表及び注記の役割
- c. 第5章－財務諸表における業績指標の使用
- d. 第6章－会計方針の開示
- e. 第7章－統一的な開示目的

であった。

### 財務報告におけるコミュニケーションの改善

IASB が公表を予定している「財務報告におけるコミュニケーションの改善 (Better Communication) の事例」に関するレポートに関して、CMAC メンバーと情報が共有された。コミュニケーションの改善がどのように投資家に役立つと考えられるか、各 CMAC メンバーの見解が問われた。CMAC メンバーからは以下の意見があった。

- 投資家は情報リスクに関して価格付けを行うので、財務諸表を通じたコミュニケーションの改善は、当該作成者のリスクプレミアムを下げ、資本コストを引き下げる効果があるという指摘があった。それに対して、作成者は、目に見えにくい情報提供による資本コスト引き下げの効果と、目につきやすい情報の作成コストの間のトレードオフに直面しており、それほど単純な話ではないという指摘もあった。

- また、少数意見ではあったが、コミュニケーションを改善させた企業の実例を示すことは、IASB の仕事だろうかという率直な疑問が示された。それに対して、IASB 理事より、「2013 年に開催された『開示に関するディスカッション・フォーラム』において、IASB が財務報告に関するコミュニケーションの改善のために、企業に対して行動変化を促していくべきであるという要請があった。本レポートはその要請への対応である。」との回答があった。

本 DP は今回の CMAC 開催時点では未公表であったが、2017 年 3 月 30 日に公表された。コメント期限は同 10 月 2 日である。IASB は CMAC での議論を踏まえ、今後の財務諸表利用者向けアウトリーチを実施していく予定である。

### Ⅲ. おわりに

2015 年アジェンダ・コンサルテーションにより、「コミュニケーションの改善」が、2017~2021 年の IASB 作業計画の中核プロジェクトとして浮上した。同プロジェクトの中でも、基本財務諸表、開示原則は、財務諸表利用者にとって重要度が高い。また、事業セグメントや事業の定義も財務諸表利用者の関心が高い論点であり、本 CMAC でも活発な議論が展開された。

開示原則については、上記の通り 3 月 30 日に DP が公表され、10 月 2 日までの期限でコメントを募集中である。IASB へのコメントレター、IASB によるアウトリーチなどを通じ、日本証券アナリスト協会などわが国の利害関係者からも、積極的な意見発信をしていくことが期待される。

また、基本財務諸表プロジェクトはリサーチのごく初期段階であるが、IFRS 適用企業の比較可能性を高めることが期待され、財務諸表利用者から見ても重要な高いプロジェクトである。これもまたわが国関係者からの積極的な意見発信が求められる。

以 上